

津波避難マニュアル

牛深～蔵之元 航路
(九州 2051)

令和 6年 10月 1日

三和商船株式会社

津波避難マニュアル目次

第1章	総	則・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	情報	・ 行動判断・・・・・・・・
第3章	情報の伝達	・ 避難行動・・・・・・・・
第4章	避難海域	場所・・・・・・・・
第5章	陸上避難	場所・・・・・・・・
第6章	訓練	・ その他・・・・・・・・

第1章 総 則

(目的)

第1条 このマニュアルは、安全管理規程及び地震防災対策基準に基づき地震による津波発生時に人命や船舶被害を最小にするため、各現場・船舶において、適正かつ円滑に全社員一丸となって人命の安全を確保することを目的とする。

※地震発生時の船舶はマニュアルの内容を踏まえた上で、最終的に船長が避難行動を判断する。

第2章 情報・行動判断

(緊急地震速報及び津波情報)

第2条 避難行動判断は下記の津波警報・注意報の種類で判断し、情報を直ちに、電話・携帯・無線等により、船舶・陸上職員との間で情報の共有を図る。

- (1) 地震・津波に関する情報の収集は、放送(テレビ、ラジオ、携帯)や防災無線等による。
- (2) 職員、船員は、放送や関係機関からの入手、潮位の確認等あらゆる手段により、地震・津波に関する情報を旅客へ情報提供に努める。

(津波警報・注意報の種類)

第3条 地震が発生した時は、地震の規模や位置、大津波警報、津波警報、津波注意報の情報を入手し避難行動に備える。

- (1) 大津波警報・津波警報を入手したときは、指定避難場所に案内誘導し、自らも避難する。
- (2) 津波注意報を入手したときは、津波のおそれがない場合も安全を確認の上、指定避難場所を案内誘導し、パニックの防止に努める。又、自らも避難する。

(3) 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		予想される被害と取るべき行動
		数値での発表 津波の高さ予想の区分	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 10m<予想の高さ	巨大	木造家屋が全滅・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難場所など安全な場所へ避難してください。
		10m 5m<予想高さ≤10m		
		5m 3m<予想高さ≤5m		

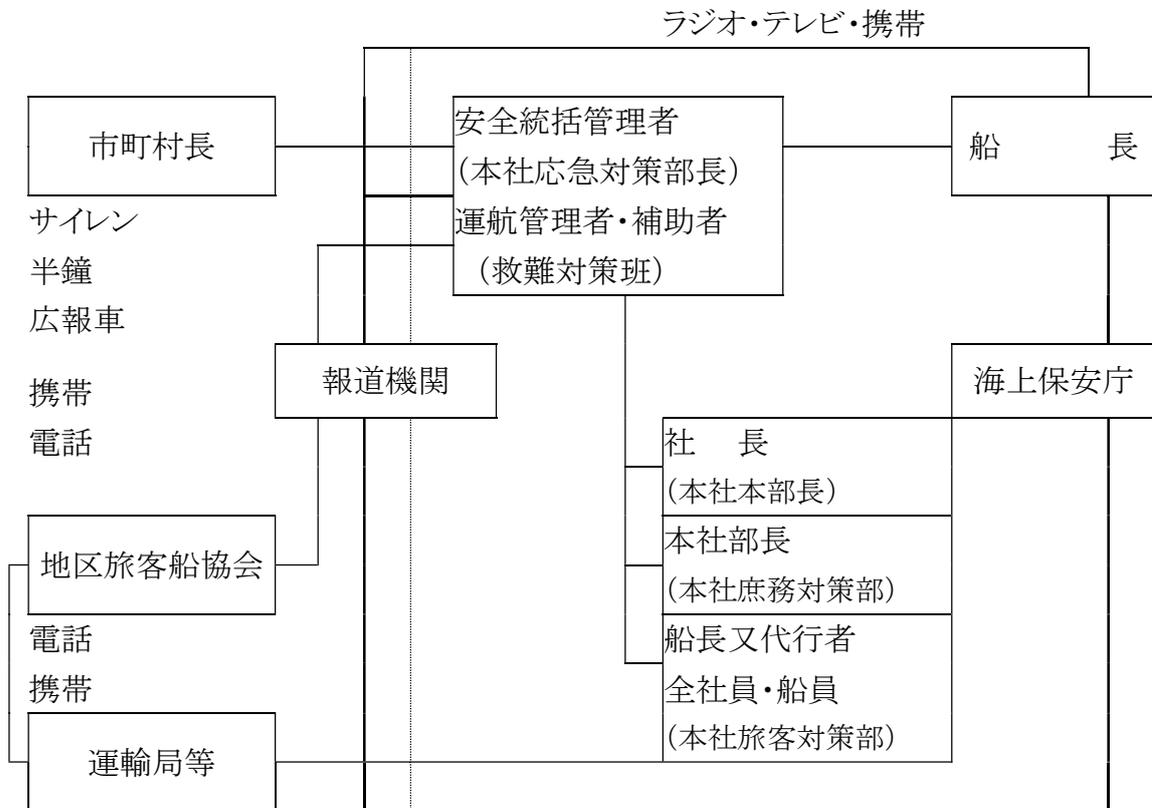
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m 1m < 予想高さ ≤ 3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生、人は流れに巻き込まれます。ただちに海岸から離れ高台や避難場所など安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2mを以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合。	1m 0.2m < 予想高さ ≤ 1m	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、養殖いかがが流出し小型船舶が転覆します。ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

第3章 情報の伝達・避難行動

(情報の伝達経路)

第4条 津波発生時には、本船との連絡調整、本社(運航管理者)・関係機関との連絡調整、旅客への避難の案内・誘導にあたる。※LINE 通話等により

(1) 伝達経路図



(避難海域及び各避難場所までの必要時間)

第5条 避難行動に必要となる行動の所要時間(目安)

- (1) 船舶の場合避難海域までの航行時間及び所要時間
- (2) 他、旅客の避難行動時間

船員参集に係る時間(夜間時)	⇒	20分
船舶のスタンバイに係る時間	⇒	10分
牛深～蔵之元 航路区間に係る時間	⇒	30分
航路中間点～避難海域①に係る時間	⇒	10分
牛深港～避難海域①に係る時間	⇒	20分
蔵之元港～避難海域①に係る時間	⇒	20分
旅客や車両等を下船に係る時間	⇒	5分
牛深港乗場～避難場所②に係る時間	⇒	5分
蔵之元港乗場～避難場所③に係る時間	⇒	10分

(避難行動)

第6条 津波警報・注意報発令時の行動・地震発生位置・規模・津波警報・注意報種類・津波推定到着時間・最大津波高さ・その他(避難勧告等)を入手し、把握した内容をもとに、避難行動を判断する。

(1) 船 船

航海中	<ul style="list-style-type: none">※ 港に入港せず、避難海域①に避難する。※ 最寄の港に入港し、人と車を下船させ、避難海域①まで港外待避する。※ 最寄の港に入港し、人と車を下船させ、係留を強化し船員も指定避難場所に上陸避難する。
乗船中・下船中	<ul style="list-style-type: none">※ 乗下船を中止し、人と車を下船させ、避難海域①に港外待避する。※ 乗下船を中止し、人と車を下船させ、係留を強化し船員も指定避難場所に上陸避難する。

夜間係船中	※ 避難海域①に避難する。 ※ 係留を強化し指定避難場所に上陸避難する。
-------	---

(2) 陸上各港

航海中・乗船中 下船中	※ 旅客を下船・中止した場合は、津波情報の入手に加え、旅客への情報提供に努め、指定避難場所②③に避難誘導し、陸員も避難する。
----------------	--

第4章 避難海域場所

(避難海域)

第7条 別紙、緊急港外退避海域《船舶》図とする。

- (1) 船舶避難海域 **※避難海域 ①**

第5章 陸上避難場所

(陸上避難場所)

第8条 別紙、緊急陸上退避場所《牛深港》・《蔵之元港》図とする。

- (1) 牛深港避難場所 **※避難場所 ②**

- (2) 蔵之元港避難場所 **※避難場所 ③**

第6章 訓練・その他

(津波非難の訓練)

第9条 毎年10月に各関係機関と実施する。海難訓練に地震・津波被害を想定した避難訓練を取入れ共同訓練を実施する。

- (1) 運航管理研修・安全衛生講習会・乗組員研修会・各避難訓練に積極的に参加する。

(その他)

第10条 人命優先が第一の基本的考え方の下、訓練等を通じ、対策の見直しや確認・具体化に努める。

第11条 連絡手段は、電話・携帯・無線等により又、災害時は、携帯電話の**※LINE**通話が有効的である。